

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	伊勢市

作成 令和 8年 3月11日
第 回変更 令和 年 月 日

伊勢市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、カモ類、ツキノワグマ
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	伊勢市

※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する

※ 計画期間は3年程度とする

※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状				農作物名	
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)		
ニホンジカ	572	32,288	9,566	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()	
イノシシ	47	2,517	753	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()	
ニホンザル	795	45,097	12,992	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input checked="" type="checkbox"/> 果樹 <input checked="" type="checkbox"/> 飼料作物 <input type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()	

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	沼木・宮本・四郷・高麗広地区を中心に、水稻、果樹、野菜類等農作物全般への被害が発生している。また、宮本地区では蓮台寺柿の木の新芽の食害も発生している。 なお、侵入防止柵を設置した箇所では、概ね被害を防ぐことができている。
イノシシ	沼木・宮本・四郷・二見・小俣・高麗広地区を中心に、市内の広い範囲にわたって、水稻を中心とした被害が発生している。また、掘り起こしによる農地の法面等への被害も発生している。 なお、侵入防止柵を設置した箇所では、概ね被害を防ぐことができている。
ニホンザル	沼木・宮本・高麗広地区を中心に、水稻、野菜、果樹等農産物全般への被害が発生している。また、宮本地区では蓮台寺柿の食害も発生しているほか、生活圏への出没による家庭菜園等への被害も発生している。 なお、侵入防止柵を設置した箇所では、概ね被害を防ぐことができている。また、沼木地区の一部では、地域主体の捕獲活動により、大幅に被害が軽減されている。
アライグマ	市内全域に出没しており、生活圏への出没による生活環境被害が多いが、果樹や家庭菜園にも一部被害が発生している。
ハクビシン	市内全域に出没しており、生活圏への出没による生活環境被害が多いが、果樹や家庭菜園にも一部被害が発生している。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	528	29,781	8,824
イノシシ	43	2,323	695
ニホンザル	733	41,596	11,982

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ			
イノシシ			

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)

- ※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する
- ※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	侵入防止柵の整備は、農業被害が大きい地区では概ね完了しており、今後は維持管理による効果の維持を行いながら、必要に応じて未整備地区での整備も検討していく。また、ICT技術も活用し、有害捕獲事業による捕獲活動を強化し、被害軽減を図っていくことにより、現状の被害から年間2%の減少を目標とする。
イノシシ	侵入防止柵の整備は、農業被害が大きい地区では概ね完了しており、今後は維持管理による効果の維持を行いながら、必要に応じて未整備地区での整備も検討していく。また、ICT技術も活用し、有害捕獲事業による捕獲活動を強化し、被害軽減を図っていくことにより、現状の被害から年間2%の減少を目標とする。
ニホンザル	有害捕獲事業での捕獲活動を強化するとともに、集落ぐるみでの追い払いや捕獲活動を推進していくため、専門家による指導やICT技術に活用より、群れの行動域調査や大型檻による効果的な捕獲活動を進め、被害軽減を図っていくことにより、現状の被害から年間2%の減少を目標とする。

- ※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他()					

- ※ 直近3力年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	平成24年1月12日	1	5	伊勢市鳥獣被害対策実施隊: 鳥獣被害対策指導、テレメリー調査やパトロール、捕獲活動の実施
市町捕獲隊	年 月 日			
広域捕獲隊	年 月 日			
共同捕獲隊	年 月 日			
集落捕獲隊	年 月 日			
その他捕獲隊	年 月 日			
課題	被害防止計画に基づく活動を実践するため、今後も継続的な人材確保の必要がある。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)	0	くくりわな	0	大型捕獲檻(ニホンザル)	2
捕獲檻(イノシシ)	0	ドロップネット	0	ICT機器(ホカクラウド)	1
捕獲檻(兼用)	43	囲いわな(兼用)	0	ICT機器()	0
捕獲檻(ニホンザル)	25	囲いわな(ニホンザル)	0	その他()	0
小動物用捕獲檻	18	大型捕獲檻(兼用)	0	その他()	0
課題	<p>主に捕獲檻については、伊勢地区猟友会に貸し出し、有害捕獲に活用しているが、高齢化による見回り負担の課題等があるため、これらの負担軽減を図っていく必要がある。</p> <p>大型捕獲檻については、集落ぐるみでの取り組みが必要となるため、これらの取り組みを推進していく必要がある。</p>				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵	34,113	原則、設置した集落内で見回りや草刈り等の管理を行っているが、年数経過による集落内での役員の高齢化や変更等により、適切な維持管理の継続が困難となる可能性が危惧される。
金網柵	2,810	
電気柵	16,470	
複合柵(WM柵+電気柵)	5,316	
複合柵(金網柵+電気柵)	135	
その他()		

- ※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する
- ※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する
- ※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m)	課題

- ※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する
- ※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること
- ※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題	
ニホンザルについては、実施隊によるパトロール中の追い払い活動のほか、地域住民による煙火、ピストル、パチンコによる追い払いを活動を行っているが、集落ぐるみでの効果的な追い払い活動としていけるよう支援していく必要がある。	

⑦放任果樹の除去の実施と課題	
放任果樹については、所有者が被害と感じにくいことから、除去は進んでいない。今後も啓発活動等により、放任果樹が地域の獣害の原因の一つであることを周知し、放任果樹の除去及び抑制に取り組む必要がある。	

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題	
専門家による研修会の開催などにより、被害防止技術や知識の普及に取り組んでおり、今後も取り組みを継続していく必要がある。	

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
14	集落ぐるみでの侵入防止柵の維持管理、集落ぐるみでの追い払いや捕獲活動等に取り組んでいるが、今後もこれらの活動が継続、発展していくよう支援していく必要がある。

- ※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査 (単位:群)			
電波発信機装着数	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	0	2	2

※ 直近3力年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-2 群の情報(令和6年度)	
群名	推定生息頭数
伊勢A	50~100
伊勢B	50~80
伊勢C	30~40
伊勢D	30~70
伊勢E	20~30
伊勢F	10~20
伊勢G	20~30
伊勢H	40~50
度会伊勢A	30~50

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪ その他被害防止対策の活動実績と課題

(5) 今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策								
種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	1	捕獲機材の導入	○	4	侵入防止柵の設置	○	6
緩衝帯の設置			追い上げ(追い払い)活動	○	1	放任果樹の除去	○	8
被害防止技術・知識の普及	○	4	集落ぐるみの取組の推進	○	1	ニホンザルの遊動域調査	○	7
その他()								

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制（令和 7 年度）

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣捕獲員)	市町職員	事務職員：被害対策指導、被害聞き取り調査、地元住民との取組調整、遠隔操作による捕獲等 現場職員：被害対策指導、被害聞き取り調査、捕獲機材の管理、エサの補充、テレメトリー調査、捕獲個体の止め刺し・埋設等の処理	
	民間隊員		
民間団体	猟友会	委託の有無	有害捕獲活動
		○	
民間団体		委託の有無	
その他		委託の有無	

- ※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する
- ※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。
- ※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン ツキノワグマ	ICT捕獲システムの更新 捕獲檻の整備検討 集落ぐるみでの取り組みの推進 狩猟免許の新規取得の促進
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン ツキノワグマ	捕獲檻の整備検討 集落ぐるみでの取り組みの推進 狩猟免許の新規取得の促進
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン ツキノワグマ	捕獲檻の整備検討 集落ぐるみでの取り組みの推進 狩猟免許の新規取得の促進

- ※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する
- ※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること
- ※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

① 他計画の策定状況

名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画		令和 年 月 日	
特定外来生物防除実施計画	○	令和5年9月4日	アライグマ
捕獲促進プラン		令和 年 月 日	

- ※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する
- ※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

これまでの捕獲数や、近年の豚熱によるイノシシの捕獲頭数の減少を加味して設定を行った。今後も被害を減少させたいため、現状維持以上で捕獲を計画する。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3カ年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	400	400	400
イノシシ	300	300	300
ニホンザル	30	30	30
アライグマ	50	50	50
ハクビシン	50	50	50

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル			

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3カ年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数	令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
ニホンジカ	有害	400	468	450	393	450	347
	狩猟		84		90		114
イノシシ	有害	500	153	350	236	400	340
	狩猟		25		25		22
ニホンザル	有害	60	23	60	40	60	88
	個体数調整 狩猟	—	—	—	—	—	—
アライグマ	有害	必要頭数	25	必要頭数	28	必要頭数	57
	狩猟	—	0	—	0	—	0
ハクビシン	有害	必要頭数	52	必要頭数	31	必要頭数	47
	狩猟	—	0	—	0	—	0
合計	有害	960	721	860	728	910	879
	狩猟	—	109	—	115	—	136
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	117.0%		87.3%		77.1%	
	イノシシ	30.6%		67.4%		85.0%	
	ニホンザル	38.3%		66.7%		146.7%	

※ 1の対象鳥獣について過去3カ年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	宮本地区、沼木地区、四郷地区、二見地区
捕獲予定時期	令和8年度～令和10年度
捕獲の取組内容	猟友会による有害捕獲、実施隊及び地域ぐるみの組織による捕獲を行う。

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性		捕獲手段	
捕獲予定時期		捕獲予定場所	

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する
- ※ 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことがわかるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	国の整備事業については、地元要望に基づき、必要に応じ実施する。	国の整備事業については、地元要望に基づき、必要に応じ実施する。	国の整備事業については、地元要望に基づき、必要に応じ実施する。

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

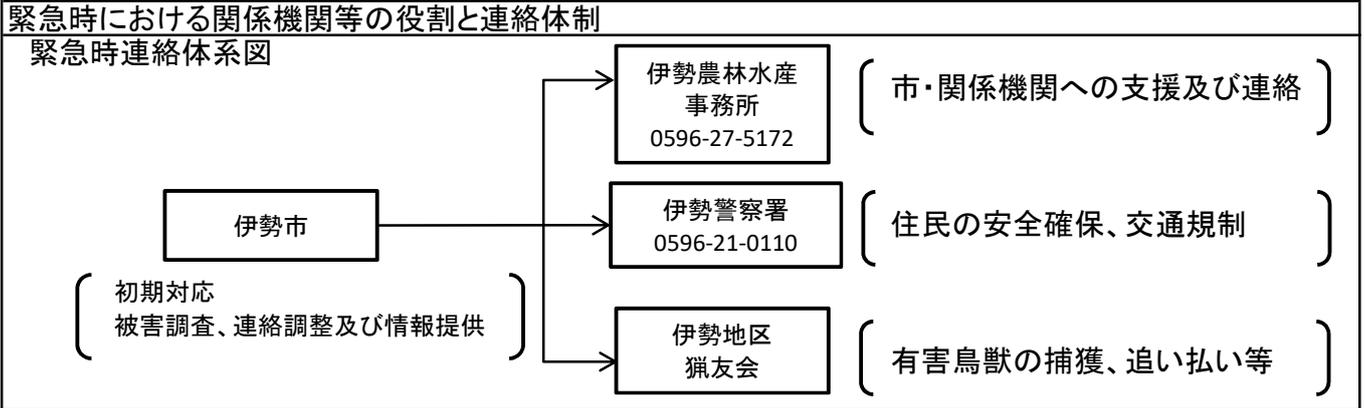
(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	侵入防止柵の維持管理は、管理契約に基づき、受益者が適切に実施する。 追い上げ、追払い活動は、集落ぐるみの取組みを支援する。
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	侵入防止柵の維持管理は、管理契約に基づき、受益者が適切に実施する。 追い上げ、追払い活動は、集落ぐるみの取組みを支援する。
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	侵入防止柵の維持管理は、管理契約に基づき、受益者が適切に実施する。 追い上げ、追払い活動は、集落ぐるみの取組みを支援する。

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊勢市鳥獣被害防止対策協議会	設置年月日	平成20年11月11日設置
構成機関の名称	役割		
伊勢市農業委員会	各地区の被害状況の把握と調整、被害防止対策の普及指導		
伊勢地区猟友会	有害鳥獣の捕獲体制の調整、捕獲個体処理の調整		
伊勢農業協同組合	農業者の被害状況の把握と調整、被害防止対策の普及指導		
いせしま森林組合	林業者の被害状況の把握と調整、被害防止対策の普及指導		
三重県農業共済組合	農業者の被害状況の把握と調整、被害防止対策の普及指導		
伊勢市産業観光部農林水産課	協議会の事務運営、関係機関との連絡調整、被害対策全般		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県伊勢農林水産事務所	被害防止対策の普及指導、及び支援等を行う。

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項 (令和 7 年度)

設置年月日	平成24年1月12日設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	5	0	2	0	0	
民間隊員						
計						
うち対象鳥獣捕獲員						
活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動	<input checked="" type="checkbox"/> 追い払い	<input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置	<input type="checkbox"/> 衝帯の設置	<input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査	<input type="checkbox"/> 技術指導	<input checked="" type="checkbox"/> 報・啓発	<input type="checkbox"/> その他()		
活動方針	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲活動	<input checked="" type="checkbox"/> 追い払い	<input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置	<input type="checkbox"/> 衝帯の設置	<input type="checkbox"/> 任果樹・農作物残渣の除去	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査	<input type="checkbox"/> 技術指導	<input checked="" type="checkbox"/> 報・啓発	<input type="checkbox"/> その他()		

- ※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する
- ※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)
- ※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()				
焼却等施設の状況	施設名	所在地	処理能力(L/日)		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地	食品衛生法準拠の有無		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	施設の種類	整備予定年度	令和	年度
課題					

- ※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する
- ※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない
- ※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する
- ※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する
- ※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

--

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する